

公益財団法人日本水泳連盟認定シンクロ技術普及員規定

第1条（目的）

この規定は生涯スポーツとしてのシンクロ競技の普及とシンクロ競技の指導、補助ができる技術を身に付けることを目的とする。

第2条（受講資格および資格取得と免除規定）

1. 検定試験当日 18 才以上で、公益財団法人日本水泳連盟（以下本連盟とする）シンクロ委員会が開催する講習会を受講し、検定試験に合格した場合に認定シンクロ技術普及員の資格を取得することができる。
2. 認定シンクロ技術普及員合格者は、公認水泳コーチ養成講習会専門科目における指導実習（トレーニング法の実践 4H・コーチング法の実践 4H）を免除される。

第3条（登録）

1. 認定シンクロ技術普及員として資格を取得したものは、本連盟に認定シンクロ技術普及員として登録することができる。
2. 登録者には登録資格証を交付する。
3. 登録後、登録内容に変更（転居・改姓等）が生じた場合は、速やかに本連盟シンクロ委員会宛に書面で連絡しなければならない。

第4条（登録の更新）

登録年より 4 年毎に登録更新をしなければならない。

第5条（研修の義務）

本連盟に登録している認定シンクロ技術普及員はシンクロ委員会が実施する研修会を 4 年に 1 回以上出席しなければならない。

第6条（資格の取り消し）

- 1 本連盟認定シンクロ技術普及員としての名誉を傷つける行為があったとき。
- 2 登録更新の手続きをしなかったとき。
- 3 正当な理由なく 4 年に 1 回の研修会への出席を怠ったとき。

第7条（細則・附則）

この規定実施の為の細則は別に定める。

第8条（施行）

- (1) この規定は、2010 年（平成 22 年）8 月 1 日から施行する。
- (2) この規定は、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日に改正する。